

<b>(37) 幼稚園就園奨励費補助事業</b>	
<b>【担当部署】</b> 教育課学校教育係 <b>【電話番号】</b> 0167-44-2204	<b>【窓口の場所】</b> ふれあいセンターなかまーる 2階
<b>【ホームページアドレス】</b> <a href="http://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000144.html">http://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000144.html</a>	
<b>【補助金の内容】</b> ・幼稚園教育の普及充実と保護者の経済的な負担を軽減するため、所得状況に応じて幼稚園を通じ保育料等を減免する	
<b>【補助対象者】</b> ・幼稚園に満3歳児、3歳児、4歳児及び5歳児を就園させている保護者 ・納入する町民税が非課税及び均等割のみ、または町民税の所得割課税の額が基準額以下となる世帯。(生活保護法の規定による生活扶助を受けている世帯も含む) また、同一世帯のなかで2人以上の所得がある場合については所得割課税額の合計額とする	
<b>【援助の対象となる費用】</b> ・入園料と保育料の一部を補助	
<b>【実施期間】</b> 平成18年度～	
<b>【申請に必要なもの】</b> ・保育料等減免措置に関する調書 ・対象年度の「納税通知書」「特別徴収税額の通知書」の写しまたは「課税証明書」など	
<b>【支給までの流れ】</b> ①調書を幼稚園へ提出⇒ ②幼稚園から委員会へ提出⇒ ③審査、決定⇒ ④幼稚園から保護者へ給付	
<b>【備考】</b> ※補助金額は毎年改正	